

平成 30 年 7 月 27 日

関係者 各位

更生会社トキワ印刷株式会社外 3 社

管 財 人 小 畑 英 一

管 財 人 佐 久 間 信 幸

更生計画案および投票に関する Q & A

当職は、平成 30 年 7 月 20 日、更生債権者等の皆様に対する弁済方法を記載した更生計画案を東京地方裁判所に提出し、同月 27 日付で更生計画案を決議に付する旨の決定を受けました。今後、債権者の皆様には、書面投票により本更生計画案に対する同意・不同意のご判断を行っていただくことになります。

更生計画案の内容や今後の更生手続に関し、以下のとおり、想定される質問に対する回答を作成いたしましたので、ご確認いただきたく存じます。

1. 今後の更生手続についてのご質問と回答

Q01 今後の更生手続の進行はどうなるのか。

A01 債権者の皆様には、7月下旬から8月上旬頃に更生計画案が送付されますので、内容をご確認いただき、同封の投票用紙により、投票をお願いします。

投票の期限は、平成30年9月21日（必着）です。お早めの投票をお願いします。

なお、関係人集会において投票する方法は採用されていません。

投票の結果、更生計画案が可決され、裁判所から認可決定がなされた場合には、更生計画案の内容に従って債権者の皆様に対して弁済させていただくこととなります。

Q02 今から債権届出をすることはできないのか。

A02 本更生計画案については、平成30年7月27日付で決議に付する決定（「付議決定」会社更生法189条1項）がなされております。法律上、付議決定後は、債権の届出を行うことができません（同法139条4項）。

2. 本更生計画案についてのご質問と回答

Q03 トキワ印刷が、後藤商事・後藤本社・ピーアイシーを吸収合併するとのことだが、このような取扱いをする理由は何か。

A03 更生4社は、人的・物的面、資本・資金関係、事業内容などからして、実質的には単一の事業体です。また、後藤商事・後藤本社が葉書用紙の商流に入りマージンを得ていたことがトキワ印刷の破綻の一因となっておりました。このため、更生4社を一本化し、一体として再建することが、破綻原因を排除し業務の効率化を図ることにつながり、合理的で実態にも沿うものとなります。

更生4社相互の債権債務、例えば、後藤本社のトキワ印刷に対する一般更生債権などについては、更生計画案に定める権利変更を受けた後、合併によって全て消滅します。

Q04 重複債権とは何か。

A04 更生4社の更生債権者等が、複数の会社に更生債権等を有する場合において、これら複数の債権が同一の給付を目的とし、ひとつの債権に対する弁済が他の債権を消滅させる関係にあるものをいいます。例えば、後藤商事が主債務者、トキワ印刷がその保証人、という関係にある場合の、主債務に該当する債権と保証債務履行請求権が重複

債権となります。この場合、主債務に該当する債権のみを弁済の対象とし、保証債務履行請求権については、全額免除を受けることとなります。

Q05 一般更生債権について、50万円以下の弁済率と50万円を超える部分の弁済率が異なっている理由は何か。

A05 トキワ印刷では、保全管理期間中、50万円以下の部分について保全管理命令の例外として弁済を行っており、この50万円の範囲は全額弁済の対象とすることが債権者間の公平にかなうことから、このような取扱いといたしました。

Q06 一般更生債権の50万円超部分の弁済率5.5%の根拠は。

A06 「弁済に充てられる資産」を、一般更生債権額から50万円以下の弁済分を控除した額で除すると、5.5%との弁済率が算定されます。

「弁済に充てられる資産」は、更生手続開始決定時における時価によって算定した資産総額から、法律上、一般更生債権より優先して弁済される共益債権、優先的更生債権、更生担保権等および50万円以下の弁済分を控除した額となります。

Q07 各社が破産手続を取った場合の配当率（清算配当率）はどのくらいか。また、その算定根拠は。

A07 トキワ印刷0.7%、後藤商事1.4%、後藤本社1.5%、ピーアイシー3.4%です。

清算配当率は、更生手続開始決定時の資産について、破産手続を前提に処分価格として評価をし、ここから、破産手続の場合に発生する諸費用、例えば須賀川工場の土壌汚染改良費用等を控除して、算出しました。詳細は更生計画案の別表4-1、4-2をご参照ください。

Q08 一般更生債権の弁済日は、具体的にいつ頃になるのか。

A08 免除後の金額について、更生計画認可決定日から6か月を経過する日の属する月の末日までに弁済します。更生計画認可決定が9月下旬の場合、平成31年3月末日までにお支払いすることとなります。

Q09 更生担保権の弁済はどのようになされるのか。

A09 継続使用する須賀川工場の不動産・機械についての更生担保権は、確定債権額全額を、2020年から2024年まで5年均等分割で弁済します。

処分対象の不動産（須賀川工場以外の全ての物件）・株式についての更生担保権は、処分価額に連動させて弁済します。

上記以外についての更生担保権は、確定債権額全額を更生計画認可決定日から1か月を経過する日の属する月の末日までに弁済します。

Q10 弁済原資はどのようなものを予定しているのか。

A10 一般更生債権の主な弁済原資は、手元資金およびスポンサーからの出資金となります。更生担保権については、継続使用物件を対象とする更生担保権については今後の事業収益等を、処分対象物件を対象とする更生担保権については処分価額を弁済原資とします。

Q11 今後、収益が想定より増加した場合などに、一般更生債権の弁済を増やす予定はないのか。

A11 超過収益部分が生じた場合には、これを工場の修繕や設備機械の更新に向ける必要があることから、追加弁済は予定していません。

3. 本更生計画案の決議についてのご質問と回答

Q12 本更生計画案は、どれだけの同意があれば可決されるのか。

A12 本更生計画案に関する可決要件は、以下の通りです。

〔更生債権者の組〕

更生債権者の議決権総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意

〔更生担保権者の組〕

更生担保権者の議決権総額の4分の3以上に当たる議決権を有する者の同意

Q13 投票の結果、可決要件を満たさなかった場合はどうなるのか。

A13 本更生計画案が否決された場合、原則として、破産手続に移行することとなります。その場合の予想配当率については、Q7をご参照ください。

Q14 投票は、4社それぞれについて行われるのか。

A14 投票は更生4社それぞれについて行われ、各社ごとに可決・否決の判断がされます。

Q15 投票はどのように行えばよいのか。

A15 更生計画案に同封している「投票用紙」の「同意」又は「不同意」欄に○を記入し、東京地方裁判所民事第8部・更生会社トキワ印刷株式会社外3社係宛に郵送する方法により提出してください。日付については、返送日をご記入下さい。

Q16 提出期限までに投票を行わなかった場合はどうなるのか。また、投票用紙の記載に不備があった場合はどうなるのか。

A16 提出期限までに投票を行わなかった場合は、不同意として取り扱われます。投票用紙の記載に不備があった場合は無効となり、これも不同意として取り扱われます。更生計画案に同封している記載例を参考にいただき、投票期間内に不備のない投票をお願いします。

<お問い合わせ先>

更生会社 トキワ印刷株式会社外3社 管財人室

電話番号 03-3527-2493